福知山市議会から市長への意見・提言

～指定管理者制度に関する諸課題の解決に向けた政策提言～

福知山市議会

平成２８年９月

福議発第３４４号
平成２８年9月６日

福知山市長　大橋　一夫　様

福知山市議会議長　　　　田 中 法 男

同　予算審査委員長　　野 田 勝 康

「福知山市の指定管理者制度に関する意見・提言」について

福知山市議会では、議会基本条例に基づき市政に関して有効な政策提言を行うことに努めています。

その一環として、昨年度来、大呂自然休養村センターを始めとして指定管理施設における諸課題が散見されることから、本市全体の指定管理者制度のあり方や施設運営などについて一定の見直しが必要ではないかとの見解から、予算審査委員会を中心に調査研究、自由討議、また執行部との意見交換などを重ねてきました。

この度、その結果を「福知山市の指定管理者制度に関する意見・提言」として取りまとめましたので、今後の制度運用などに反映されるようお願いします。

福知山市の指定管理制度に関する意見・提言

福知山市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」が施行されて１２年が過ぎようとしている。その様な中、福知山市議会（以下「市議会」という。）としては、本制度の趣旨である民間活力の導入や指定管理者の選定プロセス等について、現在様々な課題があると認識している。

そこで、市議会としてこれらの課題解決に向け、以下のとおり意見を申し上げ提言とする。

【指定管理者の選定と付帯条件】

１　指定管理者の選定について充分な審査ができるように余裕をもった選定スケジュールとなるよう再考するとともに、指定管理に係る選定過程、債務負担行為限度額や指定管理料等に関する詳細な資料を市議会に提出し、市民にも公開されたい。

また、適正な予算を編成するため、当該施設の債務負担行為限度額及び指定管理料の積算能力を高めるよう努めるべきである。

【選定委員会と第三者評価委員会のあり方】

２　選定委員会等の委員は、適切な選定・評価を期すため当該施設と利害関係がない者により構成すべきである。

また、各委員会はガイドラインや委員会規約においてその役割を明確にするとともに、委員会機能が充分発揮できる体制をつくるべきである。

【指定管理者の選定の根拠となる資料の提出】

３　指定管理者の選定議案を審査するに当たって、市議会に選定委員会等の資料を提出するなど、円滑に審査ができる資料を整備すべきである。

【債務負担行為限度額と指定管理料の設定】

４　指定管理料の債務負担行為限度額と各年度の指定管理料については、年度ごとの収支差額を積み上げて、債務負担行為限度額を設定するようガイドラインに規定するとともに、現在の毎年度画一的な指定管理料の予算化を改めるべきである。

【基本協定の記載項目】

5　基本協定は施設運営に関する双方の取り決めを網羅したものでなければならない。協定締結後に未整理の項目が露呈し、トラブルが生じないよう双方で充分精査した上で締結すべきである。つまり、基本協定は指定管理者と市が施設運営に関する重要項目を記したものであるので、その主旨に鑑み不備のない内容とすべきである。

【公の施設の運営方法】

6　当該施設の設置目的を明確化するなかで、収益的施設とそうでない施設を区分し、指定管理者制度のメリットが低いと思われる施設は、抜本的に施設運営のあり方を検討すべきである。

また、施設運営における法令遵守はもとより、収益的施設にあっては、専門的知識・技能をもった従業員を長期的に確保できる環境づくりを支援すべきである。

【施設の管理運営の評価】

7　施設の管理方法や協定書の履行状況などについてのモニタリングや、第三者評価については、評価指標、実施時期、及び所管を明らかにするとともに、評価結果を毎年度市議会に報告し、市民にも公表すべきである。

【市議会への今後の対応】

8　「ガイドラインの内容」及び「第三者評価委員会の委員会規約」等を早急に市議会に説明されたい。市議会としては、その内容や委員会規約について協議・検討を行い、改めて意見を集約し市に提示したい。